

第 56 期（2022 年 3 月期）

決 算 公 告

（ 2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで ）

東京都港区港南 2 丁目 7 番 19 号

株式会社マルフジ

2022年 3月 31日 現在

(単位：千円)

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

その他有価証券

市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

(2)棚卸資産

商品・原材料 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品・仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～31年
建物附属設備	10年～15年

(2)無形固定資産

ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約において、商品又は製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品又は製品の引渡時であります。ただし、商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

当社は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当期純損益金額

当期純利益 47,871 千円

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。